

令和元年 12 月 4 日

徳島大学教職員労働組合  
中央執行委員長 殿

国立大学法人徳島大学  
学長選考会議委員長  
学長選考会議委員

学内意向調査の結果に反する学長選考についての質問の回答について

標記の件について、以下のとおり回答します。

- 野地候補（現学長）を学長予定者として決定するにあたって、具体的な審議過程につき、ご説明ください。

国立大学法人徳島大学学長選考規則第 11 条第 1 項及び第 2 項の規定に基づき、学長予定者を協議により選考し、全会一致で決定いたしました。

※国立大学法人徳島大学学長選考規則（抜粋）

（学長選考会議における学長予定者の選考）

第 11 条 学長選考会議は、学長候補者の所信・抱負、面接及び意向調査等の結果を参考にして、学長予定者を選考する。

2 前項の選考は、協議により行うものとする。

- 野地学長によるこれまでの「大学改革」についてどのような点を評価し、どのような点を改善すべきと判断したのかにつき、根拠を示しつつ、具体的にご説明ください。

令和元年 11 月 15 日に徳島大学公式ホームページに掲載した「学長予定者の選考結果について」の「2. 選考の理由」に記載したとおりとなっております。